

タイ政府による知的財産に関する 各種優遇・支援制度



TNY Legal Co., Ltd.

永田 貴久
(共同代表取締役
日本国弁護士・弁理士)

TNY Legal Co., Ltd.はタイ・バンコクに2016年2月に設立された法律事務所であり、主にタイに進出する日本企業および進出済みの日本企業に対し、産業財産権の出願、知的財産権の権利行使の代理およびサポート、法令調査、各種契約書の作成等のリーガルサービスを提供している。グループ事務所として日本（弁護士法人プログレ・TNY国際法律事務所、永田国際特許事務所）、マレーシア、ミャンマーに事務所を有する。永田貴久弁護士・弁理士は事務所創設者であり、日本およびタイにおける出願実務および権利行使について豊富な経験を有している。

1. はじめに

タイ政府による知的財産に関する各種優遇・支援制度としては、BOI（Board of Investment, タイ投資委員会）による投資奨励政策が挙げられる。

外国企業がタイに進出する場合、自国民保護のための複数の外資規制（例えば外国人事業法）が設けられている。しかし、一方でタイ政府は、自国の技術力強化にあたり有益と考えられる分野について積極的な他国の投資を推進するため、外資規制の緩和を図ることにより、外国からの高度な技術を取り入れようとしているのである。

また、2017年2月に施行された新法である「特定産業競争力強化法」も存在しており、イノベーションの促進や高度技術を導入する事業等につき政府が認めた場合には最長15年間の法人税の免税および基金からの補助金を得られることになっている。ただ、現時点において申請状況や取得状況については明らかになっていない。

なお、タイ政府による知的財産権に関する各種優遇・支援制度として、日本などにおいてみられる出願手数料等の減免や、補助金の支給といった制度は存在していない。そのため、タイに進出してBOIの恩典を受けるといった形以外の場合、例えば単にタイに自社製品を輸出するためタイにおいて知的財産権による保護を受けたいという場合には、利用可能なタイ政府による知的財産権に関する各種優遇・支援制度は存在しないということになる。

以下では、BOI による投資奨励政策のうち知的財産権に関連の深いと考えられる研究開発等に関する事項を中心に紹介する。

2. BOI の投資奨励制度の概要

BOI の投資奨励制度は海外からタイ国内への投資を振興させるために、この海外からの投資に対する恩典（優遇措置）を与えるものであり、この恩典の内容としては大きく分けて「税制上の特典」「外資規制の緩和（外国人事業法の例外）」「土地所有の許可」「外国人就労許可条件の緩和」がある。

BOI では恩典の対象事業について、業種を 1 類から 8 類に分け、またこの業種につきグループを A1~A4 および B1、B2 の 6 つのランクに分けて（8 類は独自のランク）恩典を定めている。これがいわゆる「基礎的恩典」と呼ばれるものである。なお 8 類は 2017 年 3 月に追加されたものであり、科学技術と技術革新という分類である。

BOI による恩典を受ける場合、対象事業について分類を判断し、かつそれぞれの条件を満たした申請および認可によって A1~B2 ないし 8 類に分けられた恩典を受けることができる（この分類および恩典の詳細は「タイ国投資委員会ガイド 2018」¹を参照されたい。）。

さらに上記の「基礎的恩典」に加え、「メリットによる追加恩典」があり、対象事業について競争力向上のメリット、地方分散のメリットまたは工業用地開発のメリットを条件に追加で恩典を受けることができる。

また、その他の特別措置として、生産効率向上のための研究開発等への投資奨励措置もある。

3. 基礎的恩典について

(1) 対象業種リスト 8 類（技術・イノベーション開発）の恩典

¹ [https://www.boi.go.th/upload/content/A%20Guide%20to%20the%20Board%20of%20Investment%20\(JP\)_5b50bebc6d169.pdf](https://www.boi.go.th/upload/content/A%20Guide%20to%20the%20Board%20of%20Investment%20(JP)_5b50bebc6d169.pdf)

対象業種リスト 8 類は、技術およびイノベーション開発を対象とするものであり、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料技術、デジタルテクノロジーがターゲット技術開発事業である。

この業種に分類される事業で一定の条件を満たすと①10年間の法人税の免税（上限なし）、②機械類に対する輸入税の免除、③研究開発に使用する原材料の輸入税の免除、④輸出向け原材料の輸入税の免除、⑤その他の税制以外の恩典、が与えられる。

(2) その他研究開発に関する恩典

上記 8 類以外でも、他の類において研究開発を条件として認められる恩典がある。例えば 5 類（電気・電子機器産業）におけるソフトウェア開発、7 類（サービス、公共事業）における研究開発などである。

これらの研究開発に関する場合、A1 ランクの恩典である①8年間の法人税の免税（上限なし）、②機械類に対する輸入税の免除、③研究開発に使用する原材料の輸入税の免除（7 類の研究開発のみ）、④輸出向け原材料の輸入税の免除、⑤その他の税制以外の恩典、が与えられる。

4. メリットによる追加的恩典について

(1) 競争力向上のための追加的恩典

次の行為に対する投資または支出に対し、法人税免税の上限が引き上げられる。

- ・ 技術・イノベーションの研究開発：支出の 300%が追加免税額
- ・ タイ国内で開発された技術のライセンス料：支出の 200%が追加免税額
- ・ 一定の製品およびパッケージデザイン：支出の 200%が追加免税額

また、これら（上記 3 つ以外にも高度な技術訓練や研究機関への寄付などもある）の支出が以下の条件を満たすと、法人税の免税期間の延長を受けることができる。

- ・当初3年間の事業の総収益の1%以上または2億バーツ以上の場合：1年延長
- ・当初3年間の事業の総収益の2%以上または4億バーツ以上の場合：2年延長
- ・当初3年間の事業の総収益の3%以上または6億バーツ以上の場合：3年延長

これらにより、例えば8類の事業の場合、最大で13年間の法人税の免税を受けることが可能となる。また法人税の免税に上限がある恩典の場合(A1や8類以外)は、上記のライセンス料や研究開発の支出についてその2倍や3倍という額の免税を受けることができることになっている。

(2) その他の追加的恩典について

地方分散のための追加恩典として最大3年間の法人税免税期間の延長を受けることができる。また8類の事業については工業用地開発のための追加恩典によっても1年間の法人税免税期間の延長を受けることができる。

5. 生産効率向上のための研究開発およびエンジニアリングデザインへの投資を促進するための措置（投資委員会布告第9/2560）について

すでに操業している事業を対象とし、生産効率向上のための研究開発またはエンジニアリングデザインへの投資もしくは支出が、奨励申請日から最初の3年間における総売上の1%以上であること（公社または中小企業（SMEs）の場合、研究開発またはエンジニアリングデザインへの投資もしくは支出の金額は最初の3年間における総売上の0.5%以上であること。）等を条件に、以下の恩典を受けることができる。

- ・機械類に関する輸入税の免除
- ・3年間の法人税免除（ただし生産効率向上のための投資金額（土地代および運転資金を除く）の50%を上限とする）

■ ソース

タイ国投資委員会ガイド 2018

([https://www.boi.go.th/upload/content/A%20Guide%20to%20the%20Board%20of%20Investment%20\(JP\)_5b50bebc6d169.pdf](https://www.boi.go.th/upload/content/A%20Guide%20to%20the%20Board%20of%20Investment%20(JP)_5b50bebc6d169.pdf))

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)